

茅ヶ崎市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和7年11月6日

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

消防本部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和7年10月31日（金）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 消防総務課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 予防課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 警防救命課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(4) 指令情報課

＜消防緊急通信指令施設保守点検業務委託＞

消防緊急通信指令施設保守点検業務委託については、茅ヶ崎市契約規則第82条において準用する同規則第71条第2項では、「契約者は、工事の一部を第三者に請負わせようとするときは、請負工事一部下請負届を市長に提出しなければならない。」と規定されていますが、再委託の届出が行われていませんでした。